

〔論 文〕

介護保険制度の実施・利用に伴う介護の 社会化の進展と「新家計支出」

伊 藤 純

A Study on Development of the Socialization of Care with Enforcement of Long-term Care Insurance System and “New Household Expenditure”

Jun ITO

The purpose of this study is two-fold: first, to understand the three changes assumed in implementing the long-term care insurance system, i.e., changes in industrial structure and employment structure, changes in life style, and changes in expenditure structure in household economies of those families with elderly who require care, through the processing and analysis of the related governmental statistics, and second, to contribute to creating an environment for well-being of the elderly through such understanding.

The study confirmed that the number of nursing care facilities and employees grew faster after the long-term care insurance system was implemented and that possible causes for the higher growth rate are influences of participation of profit-making enterprises in the field of nursing care. The study also demonstrated that “new household expenditures” that were generated in connection with socialization of care can be determined through the Income and Expenditure Classification Table of the “Family Income and Expenditure Survey” as revised in January 2005.

However, the statistics for determining “new household expenditures” in households with elderly who require care may not be fully compiled.

A future task is to develop teaching aids in gerontology and social welfare for elderly by requesting compilers statistics to provide data that will enable us to determine the actual status of those living in households that use long-term care insurance services.

Key words: elderly (高齢者), long-term care insurance system (介護保険制度), new household expenditure (新家計支出)

1. はじめに

2000年4月に介護保険制度が施行されて以来、介護の社会化は、財とサービスの両面から急速に進展した。そのことは第1に、産業構造や就業構造に影響を及ぼし、第2に、日本人の生活財とサービスの結びつき、すなわち生活様式に変化をもたらし、第3に、介護を要する人のいる世帯の家計の支出構造に変化を及ぼすことが想定される。

こうした変化を把握するために、政府関連省庁や民間研究機関において、それぞれの目的から調査が行われ、その結果が続々と報告されている。

筆者はこれまで共同研究(伊藤・伊藤2001a, 伊藤・伊藤2002a, 伊藤・伊藤2002b)により、社会福祉士国家試験受験資格取得における必修科目である「老人福祉論」の担当者として、高齢者の生活実態の統計的把握による具体的でわかりやすい教材の開発を試みてきた。また、介護の社会化による「新家計労

働¹」や「新家計支出²」の発生、存在、動向に注目して、生活の社会化論の新たな理論的深化に務めるとともに、福祉・介護・生活支援サービス等高齢者ソーシャル・サービスの利用者の「生活福祉経営能力³」に着目し、その必要性を論じてきた（伊藤・伊藤 2001 b, 伊藤 2004, Ito et al. 2004, 伊藤 2005 a, 伊藤 2005 b）。本研究はこれらの研究蓄積をふまえたものである。

なお、本研究の関連先行研究としては（財）家計経済研究所（2002）、（財）厚生統計協会編（2006）が挙げられる。前者は、同研究所が2001年に東京都区部において要介護者のいる高齢者夫婦世帯を対象に実施した介護の実態と意識に関する調査（基礎調査、209世帯）と1か月間の家計簿記入による家計調査（132世帯）を分析し、取りまとめたものである。介護サービス以外にかかる費用（おむつや衛生用品など）が要介護度別に把握できるなど、貴重なデータを提供している。後者は、介護保険制度創設から5年間の主要統計及び関連行政情報を収載したものであり、グラフ・表などわかりやすく作成されているが、「世帯・個人からみた介護保険の状況」で扱われる所得に関するデータ等は要介護者の有無を問わないものであり、介護保険サービス利用者の生活実態をみるものとしてはやや不足しているとの感が否めない。

2. 研究目的及び方法

研究の目的は、先述の介護保険制度実施と関連して想定される三つの変化を、2000年前後に生産された政府統計を用いて可能な限り把握すること、及

び「老人福祉論」において介護保険サービスの利用者としての高齢者の生活課題を提示する上でどのような教材が用意されるべきであることを示し、高齢者をめぐる福祉環境のよりよい創造のために貢献することである。

研究方法として、介護保険制度実施前後に行われた全国的規模の政府統計調査を上記目的に沿って加工・分析する。使用した政府統計調査は以下の通りである。まず、産業構造・就業構造への影響を概括するためのものとして、総務省統計局「サービス業基本調査」（平成11年、平成16年）、同「事業所・企業統計調査」（平成11年、平成16年）及び厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」（平成17年）を用いた。次に、生活様式の変化の把握については総務省統計局「平成17年家計調査」の収支項目分類に着目した。また、新家計支出の発生・存在をみるものとして、総務省統計局「平成17年家計調査」、同「平成16年全国消費実態調査」及び厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成13年、平成16年）を使用した。

ここで、使用した各調査の概要をまとめておく。

（1）総務省統計局「サービス業基本調査」

本調査は日本においてサービス業を営む事業所の基本的属性、経理事項及び業務の実態を調査し、サービス業事業所の経済活動及び業務の実態を、全国及び地域別に明らかにすることにより、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的として5年に1度実施されている。平成16年調査の調査対象は「日本標準産業分類（平成14年3月改訂）」の民営事

1 「新家事労働（new household work）」とは、生活の社会化に伴って家庭内で私的に行われていた労働と社会的に提供されるサービス労働の境界に発生する新たな労働であり、その種類と量は人々の生活ニーズが多様化し、高度化するにつれてより増加していくという性質をもつ。

2 「新家計支出（new household expenditure）」とは、生活の社会化に伴って発生する「新家事労働」の遂行（あるいはさらにその社会的代替）に伴う新たな家計支出のことを意味する。介護保険制度によるサービス（介護保険サービス）は、介護労働が社会化されたものであるが、その利用に伴う「新家計支出」として想定される支出項目は、「介護保険料」をはじめ「介護サービス利用料」「介護用品」等である。

3 「生活福祉経営能力（ability on family resource and social welfare resources management）」とは、自らのウェルビーイングの実現のために活用する社会福祉制度・サービスに関する情報収集、選択、評価・判断、活用、問題解決等を行う能力である。当事者運動、ソーシャル・アクションを組織する能力も含まれる。人が社会生活を営む存在である限り、この能力は個人主義的なものではなく、社会的なものであり、他者のためにも役立てられるものでなければならないものであって、進行する社会福祉の規制緩和や市場万能主義に対する行動を伴った批判的視点を含むものである。

業所の中から総務大臣が選定した約 43 万事業所であった。

なお、本研究では介護保険実施直前の平成 11 年調査及び実施後の平成 16 年調査結果を使用する。

(2) 総務省統計局「事業所・企業統計調査」

本調査は、事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種標本調査実施のための母集団情報となる事業所及び企業の名簿を整備することを目的として行われる事業所及び企業についての国の最も基本的な統計調査である。昭和 22 年に調査が開始され、昭和 56 年までは 3 年周期で実施されてきたが、その後は 5 年ごとに行われている。また、平成 8 年の調査以降、調査から 3 年目に当たる年には簡易な方法による調査（簡易調査）が行われている。

本研究で使用した平成 11 年調査及び平成 16 年調査は、この簡易調査に該当する。簡易調査においては、民営の事業所のみが調査対象となる⁴。

(3) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

本調査は平成 12 年以来毎年実施されている。調査目的は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することである。調査対象は、全国の介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所で、これらの施設・事業所の全数を調査客体としている。

介護保険施設については「介護老人福祉施設票」、「介護老人保健施設票」、「介護療養型医療施設票」により、開設主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等を調査しており、居宅サービス事業所については「訪問看護ステーション票」、「居宅サービス事業所〔福祉関係〕票」、「居宅サービス事業所〔医療関係〕票」により、開設主体、利用者数、従事者数等を調査している。

(4) 総務省統計局「家計調査」

国民生活における家計収支の実態を把握して、国

の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供するため、総務省統計局が毎月実施している統計調査である。調査対象は、学生の単身世帯、料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む）を営む併用住宅の世帯、賄い付きの同居人がいる世帯、住み込みの営業上の使用人が 4 人以上いる世帯、世帯主が長期間（3 か月以上）不在の世帯、外国人世帯等を除外した全国の全世帯約 9,000 世帯である。

調査票は「世帯票」（世帯構成、世帯員の年齢、職業、住居に関する事項等）、「家計簿」（日々の収入・支出、購入数量）、「年間収入調査票」（過去 1 年間の収入）、「貯蓄等調査票」（貯蓄・負債の状況と住宅などの土地・建物について）の 4 種類に分かれている。

(5) 総務省統計局「全国消費実態調査」

本調査の目的は、国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすることであり、昭和 34 年から 5 年ごとに実施されている。調査対象は、調査区内にある二人以上の世帯と単身世帯のうちから選定した世帯（ただし、個人収支簿の調査は、家計調査の対象市町村内にある二人以上の世帯のうちから選定した世帯）で全国の約 60,000 世帯である。

調査事項は「収入及び支出に関する事項」、「主要耐久消費財に関する事項」、「年間収入に関する事項」、「貯蓄現在高に関する事項」、「借入金残高に関する事項」、「世帯及び世帯員に関する事項」、「現住居に関する事項」、「現住居以外の住宅及び宅地に関する事項」である。

なお、平成 16 年調査では特定世帯として「家族に要介護認定者のいる世帯」が初めて集計された。

(6) 厚生労働省「国民生活基礎調査（介護票）」

「国民生活基礎調査」は保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定

4 平成 16 年「事業所・企業統計調査」は調査対象企業・事業所の負担の軽減化、効率化のため、「サービス業基本調査」及び「商業統計調査」（経済産業省所管）と同時に一枚の調査票で実施された。

することを目的として毎年実施されている。

「世帯票」及び「所得票」による調査は毎年実施され、3年に1度の大規模調査年において「貯蓄票」、「健康票」、「介護票」による調査も行われる。本研究で使用したのはこのうち「介護票」によるものであるが、この「介護票」による調査が開始されたのは平成13年のことである。つまり、これまで平成13年、平成16年の2回分の調査が実施されている。

平成16年調査の調査対象は、平成12年国勢調査区から層化無作為抽出した5,280地区から層化無作為抽出した2,500地区における介護保険法の要介護者及び要支援者約6,800人であった。

調査事項について、平成13年調査と平成16年調査で共通している項目は、「この調査票の回答者」、「介護が必要な者の性別と出生年月」、「要介護度の状況」、「介護が必要となった原因」、「居宅サービスの利用状況」、「居宅サービスの費用」である。平成13年調査においては、上記のほかに「現在の心身の状況」、「介護を要する者の痴呆の状況」、「利用している福祉用具の状況」、「世帯の年間所得金額」、「主な介護者の介護時間とその他の介護者の介護頻度等」、「家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容」、「介護を要する者のための専用室の有無」、「介護を要する者のための住宅設備の状況」について調査している。

また、平成16年調査においては、上記以外に「介護保険によるサービスを受けていない理由」、「介護保険施設における施設サービスの希望状況」、「主に介護する者の介護時間」、「主に介護する者以外の介護する者の状況」、「家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容」、「65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）における介護保険料所得段階」、「介護費用の負担力」が調査されている。

3. 結 果

(1) 介護保険実施前後の関連施設・事業所数、従業者数の変化

まず、総務省統計局「サービス業基本調査」（平成11年、平成16年）により、介護保険実施前後の老人福祉・介護関連の施設・事業所数及び従業者数に

ついて概観する。

表1は平成11年調査と平成16年調査の産業分類の内容例示を比較したものであるが、これによると、平成11年調査において老人福祉・介護関連の施設・事業所は「社会保険、社会福祉」の中の「老人福祉事業」に分類されている。平成16年調査においては「社会保険・社会福祉・介護事業」として「介護事業」が新しく加わっている。その中の「老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）」及び「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」における「訪問介護事業」が老人福祉・介護関連施設・事業所である。

このように産業の違いがあることに留意しつつデータを比較すると（表2）、平成11年調査における「社会保険、社会福祉」事業所は約3万7,000であったものが、平成16年調査における「社会保険・社会福祉・介護事業」事業所では約5万6,000事業所と51%増となっている。増加率の高い事業所は「老人福祉・介護事業」及び「その他の社会保険等事業」であり、それぞれ110%、194%である。

また、図表は掲載しないが従業者数についてみると平成11年調査の「老人福祉事業」従業者数は23万5,700人であったが、平成16年調査の「老人福祉・介護事業」従業者数は61万7,638人と約2.6倍に増加している。

同じく図表は掲載しないが、経営組織別にみた場合、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」における「会社」組織は、平成11年に比べて約9,000事業所増加しておりその増加率は580.1%と急成長している。

次に、総務省統計局「事業所・企業統計調査」（平成11年、平成16年）により、老人福祉・介護事業関連の民営事業所の数及び従業者数等をみる（表3）。これによると、「社会保険・社会福祉・介護事業」の事業所は、介護保険制度実施直前の平成11年に比べ49.7%増、うち、特別養護老人ホームなどを含む「老人福祉・介護事業」は81.5%増、訪問介護事業などを含む「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」の増加率は157.2%で、高齢者福祉関係の事業所数が大きく増加していることがわかる。また、従業者数の増加率は「老人福祉・介護事業」

で94.7%、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」では307.9%である。

続いて厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」により、介護保険施設及び事業所数の年次推移をみる(図1)。

「訪問介護」は平成12年に9,833であったものが平成17年には20,588に、「通所介護」は同じく8,037から17,651へと各々2倍強に増えている。また、「認知症対応型共同生活介護」(いわゆる「グループホーム」)は同じく5年間で675から7,079事業

所へと10.5倍にもなっている。この三事業にはいずれも民間営利企業の参入が認められており、介護保険制度の実施がこの分野の事業拡大を促進させた背景があるものと思われる。

(2) 生活様式—生活財とサービスの結びつき— の変化

介護保険実施後の生活様式の変化を把握することができる資料として、総務省統計局の「家計調査」及び同「全国消費実態調査」の収支項目分類及び「消費者物価指数」の調査対象廃止・追加品目があ

表1 「サービス業基本調査」(平成11年,平成16年)における産業分類の内容例示の比較

平成11年	平成16年
90 社会保険,社会福祉	75 社会保険・社会福祉・介護事業
901 社会保険事業団体	751 社会保険事業団体
社会保険事務所	健康保険組合
健康保険組合	国民年金基金
国民年金基金	
903 児童福祉事業	753 児童福祉事業
90 A 保育所	75 A 保育所
保育所	保育所
託児所	託児所
90 B その他の児童福祉事業	75 B その他の児童福祉事業
児童相談所	児童厚生施設(児童館)
児童厚生施設(児童館)	母子生活支援施設
	肢体不自由児施設
904 老人福祉事業	754 老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)
養護老人ホーム	75 C 特別養護老人ホーム
特別養護老人ホーム	75 D 介護老人保健施設
老人福祉センター	75 E 有料老人ホーム
老人デイサービスセンター	75 F その他の老人福祉・介護事業
	通所・短期入所介護施設
	養護老人ホーム
	老人福祉センター
905 知的障害・身体障害者福祉事業	755 障害者福祉事業
知的障害者援護施設	身体障害者更生施設
身体障害者更生施設	知的障害者援護施設
	精神障害者生活訓練施設
	759 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
909 その他の社会保険,社会福祉	75 H 訪問介護事業
免因保護会	訪問介護事業所
東京司法保護連合会	訪問入浴介護事業所
社会福祉協議会	75 J 他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
共同募金会	更生保護施設
年金福祉事業団	社会福祉協議会
心身障害者福祉協会	共同募金会
	心身障害者福祉協会

出所) 総務省統計局「サービス業基本調査」ホームページ (<http://www.stat.go.jp/data/service/1999/bunrui.htm> 及び <http://www.stat.go.jp/data/service/2004/bunrui.htm> 2006.11.4 アクセス) より作成。

る。

平成17年1月に改定された「家計調査収支項目分類」において、介護保険に関連する項目が表4のように区分された。すなわち、消費支出の951番として「介護サービス」が区分されているが、これは「その他の消費支出」の下位項目である「その他の諸雑費」の中に含まれている。その例示には「原則

として、介護認定者が公的介護保険サービスを受した時に支払う利用料。在宅サービス（ホームヘルプサービス、介護器具レンタル）、通所サービス、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）」と書かれている。また、「家計調査収支項目分類」（平成17年1月改訂）の「用途分類」における「分割及び新設した項目」において「健康保険料」が、

表2 「サービス業基本調査」にみる産業小分類別社会福祉等事業所数及び増加率（平成11年，平成16年）

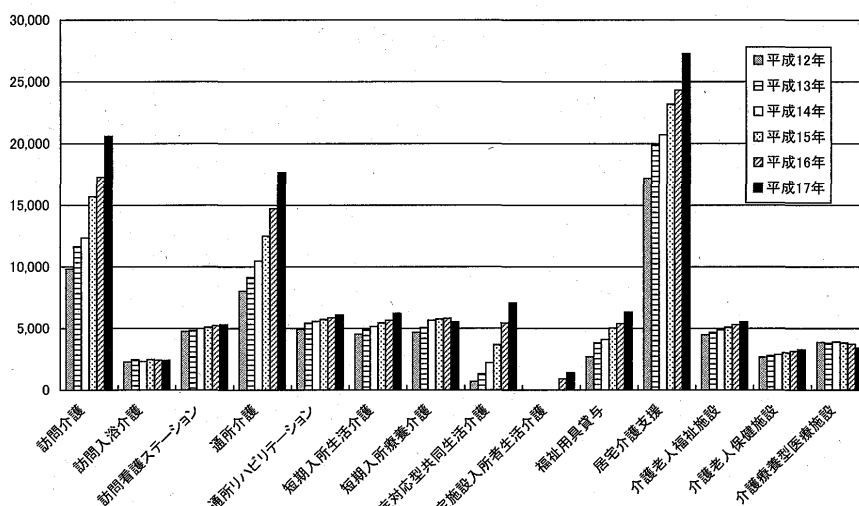
平成11年調査産業小分類	事業所数	平成16年調査産業小分類	事業所数	増加率(%)
社会保険，社会福祉	36,845	社会保険・社会福祉・介護事業	55,803	51
社会保険事業団体	2,148	社会保険事業団体	2,041	△5
児童福祉事業	17,261	児童福祉事業	17,833	3
老人福祉事業	8,100	老人福祉・介護事業	17,002	110
知的障害・身体障害者福祉事業	5,197	障害者福祉事業	6,771	30
その他の社会保険，社会福祉	4,140	その他の社会保険等事業	12,156	194

出所) 総務省統計局「平成11年サービス業基本調査」(全国編，時系列表)第1表 http://www.stat.go.jp/data/service/1999/zuhyou/a_001_z.xls 「平成16年サービス業基本調査」(全国編)第1-1表 (http://www.stat.go.jp/data/service/2004/kakuhou/zuhyou/z_01-1.xls 2006.11.14 アクセス)より作成。

表3 「事業所・企業統計調査」にみる民営の社会福祉等事業所数及び従業者数の推移（平成11年，平成16年）

	事業所数			従業者数		
	平成11年	平成16年	増加率(%)	平成11年	平成16年	増加率(%)
社会保険・社会福祉・介護事業	37,276	55,803	49.7	761,153	1,398,790	83.8
老人福祉・介護事業	9,370	17,002	81.5	317,154	617,638	94.7
その他の社会保険等事業	4,726	12,156	157.2	80,258	327,397	307.9

出所) 総務省統計局「平成16年事業所・企業統計調査」第1表 (http://www.stat.go.jp/data/jigyou/2004/kakuhou/zuhyou/b_001.xls 2006.11.14 アクセス)より作成。



出所) 厚生労働省「平成17年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」(http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service_05/kekka_1.html 2006.11.17 アクセス)より作成。

図1 介護保険事業所数，施設数の年次推移（平成12-17年）

「健康保険料」と「介護保険料」とに区分され、非消費支出の中の「社会保険料」の中に077番として「介護保険料」が登場した。

このように介護保険制度の実施に伴い、人々の財とサービスの結びつきに徐々に変化がもたらされていくことが窺える。

(3) 介護サービス利用に伴う世帯の支出構造の変化

ここまで、介護保険制度の実施による産業構造等への変化、日本人の生活様式への影響について確認

してきた。続いて、介護保険実施・利用に伴う家計への影響をみる。

先述の通り、介護の社会化に伴って発生する「新家計支出」として想定されるものは「介護保険料」、「介護サービス利用料」、「介護用品」等、介護サービスを利用するにあたって発生するすべての支出であるが、その実証のために有効と思われる統計⁵は、総務省統計局の「家計調査」と「全国消費実態調査」である。

また、厚生労働省「国民生活基礎調査（介護票）」

表4 「家計調査収支項目分類」（平成17年1月改訂）にみる介護保険関連項目

符 号	項 目 名	単 位	財・サ ービス 区分	支出弾 力性区 分	内 容 例 示
(890~981)	10 その他の消費支出				消費支出のうち、大費目の食料から教養娯楽に分類されない商品及びサービスへの支出。
(890~959)	10.1 諸 雑 費				交際費や仕送り金などの他の世帯への移転的支出以外の支出。
951	介護サービス	※	S	選	原則として、介護認定者が公的介護保険サービスを享受した時に支払う利用料。 ○在宅サービス（ホームヘルプサービス・介護器具レンタル） ○通所サービス（デイサービス） ○施設サービス（介護老人福祉施設 介護老人保健施設）
符 号	項 目 名				内 容 例 示
(070~079)	非消費支出				勤労所得税、個人住民税などの直接税、社会保険料などの世帯の自由にならない支出及び消費支出に含まれない移転的支出。
[073・074・ 076・077]	社会保険料				各種社会保障的性格を有する法律に基づき納入する保険料。
077	介護保険料				40歳以上の人を対象とし、本人が介護を必要としたときに介護サービスが受けられる公的社会保険料。 ○第1号被保険者（65歳以上） ○第2号被保険者（40歳~64歳）

(注) 「単位」欄の「※」は、数量を集計していないものを表す。

「財・サービス区分」欄のDは耐久財、SDは半耐久財、NDは非耐久財、Sはサービスを表す。

「支出弾力性区分」欄において、「基」は基礎的支出、「選」は選択的支出であることを表す。

なお、支出弾力性とは、消費支出総額の変化率に対する品目の支出の変化率の比であり、これが1.00未満の品目を基礎的支出、1.00超の品目を選択的支出という。

出所) 総務省統計局「家計調査収支項目分類表」(<http://www.stat.go.jp/data/kakei/kou17/reiji17.htm> 2006.11.14アクセス)より作成。

5 厚生労働省「介護給付費実態調査」においても、月別、年齢階級別、サービスの種類別、要介護状態区分別に「利用者負担額」をみることができる。しかし、受給者一人当たりの額が計算されていないため、本研究では使用しなかった。また、同調査によって受給者一人当たりの「費用額」を介護保険サービスの種類別に把握することが可能であるが、「費用額」とは「利用者負担額」、「保険給付額」及び「公費負担額」を合計したものであり、これについても「新家計支出」のデータとして使用することはできなかった。

は、家計支出そのものを扱う統計ではないが、どのような階層が「新家計支出」の影響を受けやすいかということを類推する関連統計として重要であると考え、取り上げることにする。

1) 「平成 17 年家計調査」及び「平成 16 年全国消費実態調査」にみる「新家計支出」

「家計調査」及び「全国消費実態調査」において「介護保険料」が区分されたのはそれぞれ平成 17 年調査、平成 16 年調査からである。この「介護保険料」と、消費支出における「介護サービス料」の二つが両統計から把握できる「新家計支出」である。

「平成 17 年家計調査」では全部で 71 の統計表が作成されているが、そのうち「介護サービス料」が把握可能な統計は計 4 表⁶、「介護保険料」についての集計項目がある統計表は計 6 表⁷であった。

また「平成 16 年全国消費実態調査」では「家計収支編」において「介護保険料」支出金額が、「品目編」において「介護サービス料」支出金額が集計されている。また、既述の通り、平成 16 年調査では特定世帯として「家族に要介護認定者のいる世帯」が初めて集計されたのであるが、残念なことに「家族に要介護認定者のいる世帯」として作成された統計表全 4 表のうちの全てにおいて「介護サービス料」も「介護保険料」も区分されておらず、その支出金額を把握することはできない。

したがって以下に示す図表は、「家族に要介護者のいる世帯」のデータではなく、要介護者の有無を問わない「二人以上の世帯」の「介護サービス」、「介護保険料」のデータであるということをお断りしておく。

表 5 は「平成 16 年全国消費実態調査」から作成

した「二人以上の世帯（全世帯）」の都道府県別 1 世帯 1 か月当たりの「介護サービス」への支出金額である。支出金額が高い県から並べてあるが、それによると最も高い県は石川県（990 円）、次いで佐賀県（884 円）、香川県（851 円）などであり、支出金額が低い県は鹿児島県（137 円）、徳島県（168 円）などとなっている。

図 2 は同調査から作成した「二人以上の世帯（勤労者世帯）」の 1 世帯 1 か月当たりの「介護保険料」支出金額を年間収入階級別に示したものである。第 1 号被保険者の介護保険料は所得に比例するため、右肩上がりの線を描くグラフになる。なお、「平成 17 年家計調査」においても初めて「介護保険料」支出金額が登場してきたが、その平均額は「全国消費実態調査」の平均額 1,196 円とほぼ同じ 1,264 円となっていた。

2) 「平成 16 年国民生活基礎調査」にみる「新家計支出」

「国民生活基礎調査（介護票）」による過去 2 回の調査（平成 13 年、平成 16 年）に共通した「新家計支出」に関連する集計項目は「居宅サービスの費用の有無」及び「同費用額階級」である。また、平成 13 年調査では「世帯の年間所得金額階級」、「家計支出額階級」が、平成 16 年調査では「介護保険料所得段階」、「介護費用の負担力」といった調査項目があり、「介護保険制度によるサービスを利用していない理由」の中に「利用者負担が払えない」という選択肢がある。本研究では平成 16 年調査における「介護費用の負担力」と「サービスを利用していない理由」とに着目した。

表 6 は介護を要する者数 10 万対の年齢階級別、

6 「統計表（総世帯）」の中の「第 10 表（品目分類）年間収入五分位階級別 1 世帯当たりの品目別支出金額及び購入頻度 [全世帯・勤労者世帯]」、「第 11 表（品目分類）年間収入五分位階級別 1 世帯当たりの品目別支出金額及び購入頻度 [全世帯]」、「統計表（二人以上の世帯）」の中の「第 2 表（品目分類）1 世帯当たり年間の品目別支出金額、購入数量及び平均価格 [全世帯・勤労者世帯]」、「第 3 表（品目分類）年齢階級・地方・都道府県庁所在地市別 1 か月当たり年間の品目別支出金額、購入数量 [全世帯]」及び「統計表（単身世帯）」の中の「第 3 表（品目分類）1 世帯当たりの品目別支出金額 [全世帯]」である。

7 「統計表（総世帯）」の中の「第 1-2 表 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出 [勤労者世帯]」、「第 2 表 年齢階級・地方・都道府県庁所在地市別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出 [勤労者世帯]」、「第 3 表 年間収入五分位・十分位階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出 [勤労者世帯]」、「統計表（二人以上の世帯）」の中の「第 1-2 表 1 世帯当たり年平均 1 か月間の収入と支出 [勤労者世帯]」及び「統計表（単身世帯）」の中の「第 2 表 男女、年齢階級別 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出 [全世帯・勤労者世帯]」である。

介護費用の負担力別介護を要する者数である。これによると10万対比で約7万5,000人が「介護費用は要介護者（あるいは配偶者）の収入のみでまかなえた」としている。そのうち約86%に当たる6万4,376人は「年金・恩給による収入」でまかなっている。年齢階級別にみると「40-64歳」で約1割の者が「要介護者あるいは配偶者以外の収入・貯蓄を充て」ている。「65歳以上」の場合、「要介護者（あるいは配偶者）の収入のみでまかなえた」とする

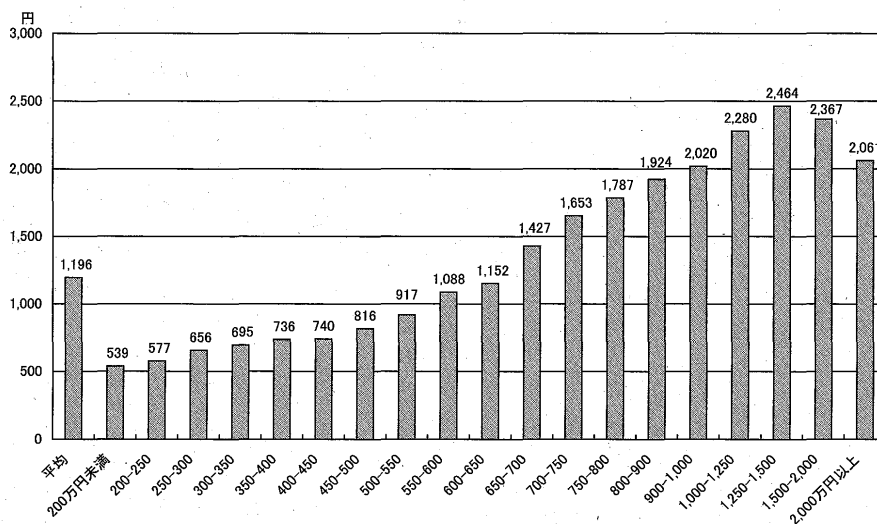
者のうち「年金・恩給による収入」が6万2,409人と約9割を占める。

この「介護費用の負担力」を年齢階級別、要介護度別にみたものが図3である。これによると「40-64歳」では要支援及び要介護2を除くすべてにおいて「介護費用は要介護者あるいは配偶者以外の収入・貯蓄を充てた」とする者の割合が1割を超えている。特に要介護5では約2割（18.6%）がこれに当てはまる。これらのことから若年の要介護者のい

表5 二人以上の世帯（全世帯）における都道府県別1世帯1か月当たりの介護サービス料支出金額

都道府県	介護サービス料 (円)	都道府県	介護サービス料 (円)	都道府県	介護サービス料 (円)	都道府県	介護サービス料 (円)
石川県	990	山口県	599	秋田県	462	広島県	313
佐賀県	884	京都府	591	千葉県	455	群馬県	311
香川県	851	兵庫県	559	奈良県	445	福岡県	311
山形県	801	茨城県	556	東京都	421	大分県	287
岐阜県	801	長野県	545	静岡県	419	山梨県	257
島根県	743	宮城県	530	大阪府	417	埼玉県	248
鳥取県	734	三重県	528	愛媛県	390	北海道	231
福島県	708	沖縄県	523	栃木県	386	長崎県	199
富山県	695	福井県	522	神奈川県	343	和歌山県	197
滋賀県	644	熊本県	520	愛知県	329	徳島県	168
岡山県	641	高知県	492	宮崎県	316	鹿児島県	137
新潟県	606	青森県	467	岩手県	315		

出所) 総務省統計局「平成16年全国消費実態調査」(品目編 二人以上の世帯 第1表 <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/zuhyou/a 201-3.xls> 2006.11.14 アクセス)より作成.



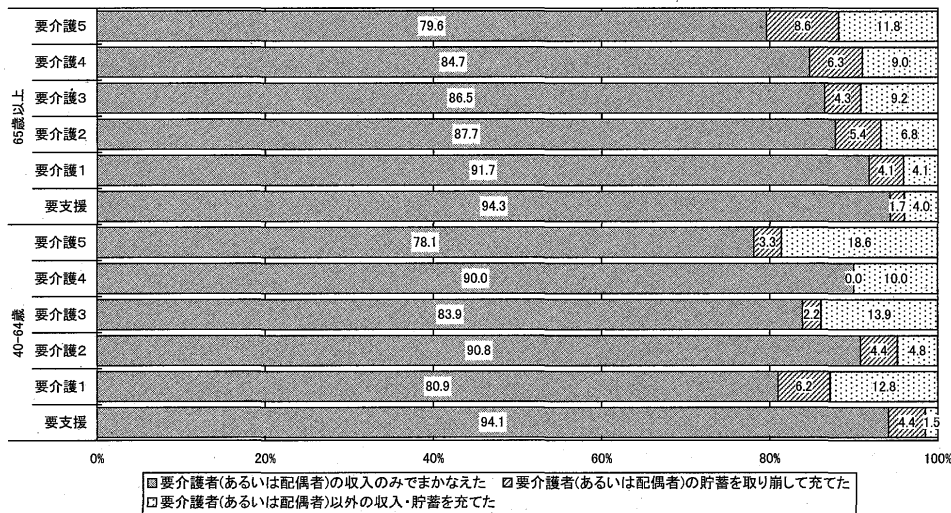
出所) 総務省統計局「平成16年全国消費実態調査」(家計収支編 二人以上の世帯 第2表 <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/zuhyou/a 102-2.xls> 2006.11.14 アクセス)より作成.

図2 二人以上の世帯（勤労者世帯）の世帯主の年間収入階級別1世帯1か月当たりの介護保険料

表6 年齢階級・介護費用の負担力別にみた介護を要する者数（介護を要する者数10万対）

介護費用の負担力	総数	40-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	(再掲) 65歳以上
総数	100,000	5,215	5,792	12,053	17,968	24,594	19,467	14,890	94,763
要介護者（あるいは配偶者）の収入のみでまかなえた	74,836	3,224	4,224	8,491	13,492	19,098	15,190	11,117	71,611
年金・恩給	64,376	1,968	3,419	7,353	11,762	16,429	13,520	9,925	62,409
その他の収入	1,606	852	146	238	110	129	96	35	755
年金・恩給とその他	8,853	404	659	900	1,619	2,540	1,574	1,156	8,448
要介護者（あるいは配偶者）の貯蓄を取り崩して充てた	3,842	181	275	763	681	966	493	484	3,661
要介護者（あるいは配偶者）以外の収入・貯蓄を充てた	5,437	404	336	349	716	1,306	1,136	1,190	5,033
不詳	15,885	1,407	956	2,451	3,079	3,224	2,648	2,100	14,457

出所) 厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」(介護票第2巻第40表 <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/>により検索・ダウンロード 2006.11.14 アクセス)より作成。



出所) 厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」(介護票第2巻第40表 <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/>により検索・ダウンロード 2006.11.14 アクセス)より作成。

図3 年齢階級・要介護度別にみた「介護費用の負担力」のある者を100とした場合の介護費用の負担方法別割合

表7 介護を要する者数10万対男女別・理由別介護保険制度によるサービスを利用していない者数

	男性			女性		
	総数	40-64歳	65歳以上	総数	40-64歳	65歳以上
総数	10,738	1,154	9,584	18,298	974	17,324
家族介護で何とかやっけていける	6,572	678	5,894	9,616	551	9,065
要介護者本人で何とかやっけていける	2,151	225	1,926	5,565	313	5,252
他人を家に入れたくない	773	80	693	1,113	67	1,046
外出するのが大変	797	184	613	1,563	89	1,474
どのようなサービスがあるのかわからない	457	17	440	505	129	376
サービスをうける手続きがわからない	358	98	260	407	53	354
利用者負担が払えない	244	76	169	333	28	306
受けたサービスがない	510	83	427	707	82	625
その他	1,417	103	1,314	2,974	79	2,894

出所) 厚生労働省「平成16年国民生活基礎調査」(介護票第2巻第29表 <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/>により検索・ダウンロード 2006.11.14 アクセス)より作成。

る世帯においてはその人を扶養する家族等に経済的負担がかかる傾向があることが類推されるが、このことを実証するためにはより詳細なデータの提供が必要となる。

最後に、「介護保険制度によるサービスを利用していない理由」をみる。表7は「介護を要する者数10万対」における男女別・理由別介護保険制度によるサービスを利用していない者の数である。この集計項目は男女別データ以外に、年齢階級別、要介護度別、介護が必要となった主な原因・この調査票の回答者別などの項目とのクロス集計が可能である。統計利用者に豊富なデータを提供しようとしている点は評価できるが、「利用者負担が払えない」という選択肢を設けたのであるならば「所得段階別」とのクロス集計が必要であると思われる。

4. ま と め

以上、研究目的に沿って介護保険実施後の産業構造や就業構造への影響、日本人の生活様式の変化、及び介護を要する人のいる世帯の家計の支出構造への影響について各種統計調査の加工・分析により検討してきた。

その結果、第1に、介護保険制度実施に伴う関連事業所・施設やその従業員数の増加率は大きく、その背景に「会社」組織すなわち営利法人の介護分野参入が影響していることが確認された。

第2に、平成17年1月の「家計調査」収支項目分類の改訂それ自体が「介護サービス料」や「介護保険料」といった介護保険関連の「新家計支出」の発生・存在を示しており、生活様式の変化を現していた。今後の高齢化の進展や被保険者の範囲をめぐる動向等の中で各世帯における介護保険関連の「新家計支出」がますます無視できない大きさになっていくことが予測されるが、このことは近い将来の「消費者物価指数」にも反映されるものと思われる。

第3に、今回使用した各政府統計は介護労働の社会化に伴う「新家計支出」の存在やそれが世帯の家計収支に及ぼす影響について考察するためのデータを一部提供していた。しかし、「要介護認定者のいる世帯」や「高齢者世帯」というカテゴリーの中で

はこれらの支出項目がデータとして顕在化しない、あるいは組み合わせる変数の不適切さ、不十分さ等といった改善点も多くみられる。

この点を改善することにより、「老人福祉論」における介護保険制度の単元において、法制度の解説、利用手続きの流れとケアマネジメントの関連等の基本的事項に介護保険サービス利用者（あるいは消費者）としての高齢者の生活経営実態を加えることができる。社会福祉領域における措置から契約利用制度への転換と福祉多元主義の潮流の中にあって、2005年の介護保険法改正により新設された地域包括支援センターの社会福祉士には総合相談や権利擁護関連の業務に従事することが期待されている。

これらのことから、社会福祉士を目指す学生にとってサービス利用者（あるいは消費者）として位置づけられる高齢者を「生活経営の主体」として捉え直し、その立場に立って生活の諸側面への影響を熟慮できるような教材が提供されることが重要であると思われる。研究・教育両面での一統計ユーザーとして、今後も統計生産者との協同においてこの課題に取り組み、「老人福祉論」の教材開発につなげていきたい。

本稿は、日本社会福祉学会第54回全国大会（平成18年10月7-8日、立教大学新座キャンパス）の「高齢者保健福祉」セッションにおける本学大学院生活機構研究科伊藤セツ教授との共同研究発表をもとに加筆・修正したものである。

引用文献（著者五十音順）

伊藤純（2004）「高齢者ソーシャル・サービスと新家事労働その1」『昭和女子大学学苑（人間社会学部紀要）』第761号，pp.48-57.

伊藤純（2005a）「高齢者ソーシャル・サービスと新家事労働その2」『昭和女子大学学苑（人間社会学部紀要）』第772号，pp.132-141.

伊藤純（2005b）「高齢者ソーシャル・サービスと『新家事労働』・『新家計支出』に関する研究」博士論文，昭和女子大学大学院生活機構研究科に提出。全232頁（未刊行）。

Ito, Jun, Haruko Amano, Etsuko Saito, and Setsu

Ito, (2004) "A Theoretical Study on the Interface between Paid and Unpaid Work and the Integration both Works into the Socially Necessary Work" *Journal of ARAHE*, Vol. 11, No. 1, pp. 1-5.

2006. 11. 14 アクセス)

(いとう じゅん 福祉環境学科)

伊藤純・伊藤セツ (2001 a) 「高齢者保健福祉ジェンダー統計の有効性 (上)」『昭和女子大学学苑』第 733 号, pp. 77-89.

伊藤純・伊藤セツ (2001 b) 「介護保険制度下における『介護家事労働』の社会化と生活福祉経営」『日本家政学会誌』社団法人日本家政学会, 第 52 巻, 第 11 号, pp. 1061-1068.

伊藤純・伊藤セツ (2002 a) 「ジェンダーに区分した高齢者の経済状況の把握」『昭和女子大学学苑』第 740 号, pp. 75-92.

伊藤純・伊藤セツ (2002 b) 「高齢者保健福祉ジェンダー統計の有効性 (下)」『昭和女子大学学苑』第 744 号, pp. 100-109.

(財)家計経済研究所 (2002) 『介護保険導入後の介護費用と家計』財務省印刷局.

(財)厚生統計協会編 (2006) 『図説統計でわかる介護保険』(財)厚生統計協会.

厚生労働省「平成 17 年介護サービス施設・事業所調査結果の概況」(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service 05/kekka 1.html> 2006. 11. 17 アクセス)

厚生労働省「平成 16 年国民生活基礎調査」(介護票第 2 巻, 第 29 表及び第 40 表) (<http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/>により検索・ダウンロード 2006. 11. 14 アクセス)

総務省統計局「家計調査」(<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm> 2006. 11. 14 アクセス)

総務省統計局「家計調査収支項目分類及びその内容例示 (平成 17 年 1 月改定)」(<http://www.stat.go.jp/data/kakei/kou 17/reiji 17.htm> 2006.11.14 アクセス)

総務省統計局「平成 11 年サービス業基本調査」(<http://www.stat.go.jp/data/service/1999/> 2006.11.14 アクセス)

総務省統計局「平成 16 年サービス業基本調査」(<http://www.stat.go.jp/data/service/2004/> 2006.11.14 アクセス)

総務省統計局「平成 16 年事業所・企業統計調査」(<http://www.stat.go.jp/data/jigyou/2004/index.htm> 2006.11.14 アクセス)

総務省統計局「平成 16 年全国消費実態調査」(<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/02 index.htm>